(参考)

様式の留意事項

　　　　　総則部分

第1号様式

　⑴　本証は、町税の賦課徴収に関する調査及びその例によることとされている国税徴収法第5章財産の調査、財産の差押等を行う場合に携帯する証票であるものとする。

第2号様式

　⑴　本証は、その例によることとされている国税犯則取締法(明治33年法律第67号)第4条の証票である。

第3号様式及び第4号様式

　⑴　金庫制度を採用している町においては、これらの様式に原符(金庫においてその収納の記録となる伝票)を、納付書と納付済通知書の間に、この様式と財務に関する規則に定める地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第148条の規定による納付書の様式との調整をとつて追加するものとする。この場合においては、「領収日付印」欄の隣の余白に、「所管金庫名」欄を設けるものとする。

　⑵　「会計」欄は、国民健康保険税について特別会計により徴収している町以外のところは、「一般会計」と記載するものとする。

　　　なお、特別会計によるものについては、その特別会計名を当該欄に記載するものとする。

第5号様式

　⑴　政令第2条第6項の規定による届書の様式については、この様式中「地方税法第9条の2第1項」とあるを「地方税法施行令第2条第6項」と読み替えるものとする。

　⑵　「相続分」欄には、相続分のあん分率又は相続財産の価額を記載するものとする。

　⑶　「摘要」欄には、相続について争のある場合はその概要、被相続人の代表者に対する書類の送付についてその送付を受けるべき適当な事務等があればその旨及び事務所の所在地等を記載することとする。

第6号様式

　⑴　相続について争がある場合等のときは、「指定理由」欄の下に「摘要」欄を設けて注記するものとする。

第7号様式及び第8号様式

　⑴　「滞納金額」欄「延滞金額」の項及び「延滞加算金額」の項中「起算日」の箇所については、延滞金については納期限の翌日を、延滞加算金については、督促状を発した日から起算して10日を経過した日(例、督促状を発した日が12月1日であるとすれば起算日は12日)を記載するものとする。

第9号様式

　⑴　参考として示す規則(以下「規則」という。)第2項の規定により準用する場合には、「地方税法第13条の2第1項」をそれぞれ、その根拠規定に書き換えるものとする。

第10号様式　削除

第11号様式及び第12号様式

　⑴　「滞納金額」欄「延滞金額」及び「延滞加算金額」の項中「起算日」の箇所については、第7号様式及び第8号様式の場合と同様とする。

　⑵　第12号様式による交付要求書は、国税徴収法第82条の規定による交付要求によるものではなく、地方税法第14条の16の規定によるものである。

第13号様式

　⑴　この様式は、法第14条の17第1項の規定に該当する仮登記(録)権利者に対して、同条第2項の規定に基づき差押の通知をする場合に使用するものとする。

　⑵　「滞納金額」欄には、担保の目的でされた仮登記のある財産の差押に係る徴収金のうち、その法定納期限が仮登記(録)の日前であるものを記載する。

　⑶　「延滞金額」及び「延滞加算金額」の欄については、第7号様式及び第8号様式と同様とする。

　⑷　「差押財産」欄には、差押財産のうち担保の目的でされた仮登記(録)のある財産についてのみ記載する。

　⑸　「差押年月日」欄には当該差押にかかる差押調書の日付を記載する。

　⑹　「仮登記(録)年月日受付番号等」欄には、登記(録)簿に記載されている仮登記(録)年月日及び受付番号を記載する。

第14号様式

　⑴　この様式は法第14条の18第1項の規定により譲渡担保財産から徴収金を徴収しようとする場合に同条第2項前段の規定による告知に使用する。

　⑵　「延滞金額」及び「延滞加算金額」の欄については、第7号様式及び第8号様式と同様とする。

　⑶　規則第2項の規定によりこの様式中あて名、文言及び納税者欄をそれぞれ書き換えて使用する。

第15様式

　⑴　この様式は、法第15条の7第4項若しくは第5項又は法第18条の規定により納税義務が消滅したため不能欠損決定の処理をした場合に、滞納者にその旨を通知するときに使用する。

　⑵　「備考」の欄には、必要に応じて納税義務が消滅した理由その他を記入する。

第16号様式

　⑴　この様式は、法第16条の3第1項の規定に基づきその時後に課すべき同項各号の町税を担保するために、あらかじめ担保の提供を命ずる場合に使用する。

　⑵　必要に応じ、別紙として、担保の提供手続、担保の解除条件、添付書類等を記載(印刷)したもの及び担保提供書等の用紙を同封する。

　⑶　規則第2項の規定により準用する場合には、文言をその旨に書き換えて使用する。

第17号様式

　⑴　この様式は、法第16条の3第1項の規定に基づき、保全担保の提供を命じたにもかかわらず、指定期限までに当該担保を提供しないときに、同条第4項及び第5項の規定によりその財産のうえに抵当権を設定する場合に使用する。

第18号様式

　⑴　この様式は、法第16条の4第2項の規定により保全差押金額を納税義務があると認められる者に通知するために使用する。

　⑵　「保全差押金額」の欄は、税目ごとに別行とし、同一税目については町税の年度による区別は行わず、一括して、例えば「何年度及び何年度町民税」と表示してその合計額を「金額」の欄に記入してさしつかえない。

　⑶　下方余白には、この通知書交付後差押ができること、差押財産の換価の制限、担保の提供による差押解除等の注意書を記載する。

第19号様式及び第20号様式

　⑴　この様式は、法第16条の4第9項の規定により保全差押金額の交付要求をする場合に使用する。

　⑵　第19号様式及び第20号様式はあわせて複写で作成する。

　⑶　「延滞金額」及び「延滞加算金額」の欄は、第7号様式及び第8号様式と同様とする。

第21号様式から第23号様式まで

　⑴　第21号様式は、法第17条及び第17条の2の規定により還付又は充当する場合に使用する。

　⑵　還付通知の場合には第23号様式の還付請求書を添付する。

　⑶　第22号様式は、政令第6条の13第1項の規定により第2次納税義務者に対し還付又は充当するときは、納税者又は特別徴収義務者への通知に使用する。

　⑷　第2次納税義務者に対し還付又は充当するときは、第21号様式の通知書と第22号様式をあわせて複写により作成する。

第24号様式

　⑴　この様式は、法第20条の10の規定による納税証明の請求及び証明に使用し、その1は政令第6条の18第1項から第3項まで、その2は政令第1条の4第1号の事項について、その3はその他の事項について使用するものとし、これらの請求は税目ごとに別別にさせるものとする。

　⑵　その4の証明書は、軽自動車税についての継続検査についての完納証明に使用するもので、その規格、紙質、地紋及び刷色については「軽自動車税の納税証明書の様式について(昭和33年4月15日付自丙市発第37号各都道府県総務部長あて自治庁税務局長通達)」によることとする。

第25号様式

　⑴　この様式は法第329条、第334条、第371条、第457条、第507条、第539条、第570条、第693条、第701条の16及び第726条に規定する督促状として使用する。

　⑵　過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金がある場合には、「税額」と「延滞金」の欄の間に当該欄を設けて記載する。

第26号様式

　⑴　この様式は、法第300条、第355条、第527条、第558条、第676条、第702条の4及び第709条の規定による納税管理人を申告する場合に使用する。

　　　　　各税目部分

第50号様式及び第56号様式　削除